

標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けた制度の在り方に関する調査研究報告書（要約）

I. 本調査研究の目的

近年のIoT（Internet of Things：モノのインターネット）の普及は標準必須特許のライセンス交渉に大きな変化をもたらしている。他方、近年、いわゆるパテント・トロールによる活動が、米国において社会問題化し、その後に欧州やアジアにも広がっているのではないかと懸念する声が出ている。

本調査研究は、（1）パテント・トロールの実態及び制度上での対応の可能性について検討を行うとともに、（2）標準必須特許の適切なライセンス交渉の進め方や合理的なロイヤルティの算定方法について基本的な考え方を整理し、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定に向けた検討を行うことを目的とする。

II. 本調査研究の内容

本調査研究では、関連文献、過去の調査研究報告書、裁判例等の文献調査、国内ヒアリング調査及び委員会による検討を行った。

委員会は、学識経験者3名、産業界有識者5名、弁護士2名、弁理士1名の計11名で構成し、全5回開催した。

<議事内容>

第1回委員会：パテント・トロールについての論点確認と検討

第2回委員会：標準必須特許の適切なライセンス交渉及び合理的なロイヤルティの考え方についての論点確認と議論Ⅰ

第3回委員会：標準必須特許の適切なライセンス交渉及び合理的なロイヤルティの考え方についての論点確認と議論Ⅱ

第4回委員会：標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン案についての意見

第5回委員会：報告書案の検討

III. まとめ

1. パテント・トロールの実態と現行制度による対応状況について

パテント・トロールに関して、その実態、今後の活動の予測及び制度上の対応の可能性

について取りまとめた。

(1) パテント・トロールの実態

<日本>

本委員会では、日本ではいずれの業界においても、現時点ではパテント・トロールの活動は活発ではないとの認識が共有された。

<米国>

パテント・トロールは、1990年代終盤以降の米国において活発に活動していたが、近年はパテント・トロールによる警告や訴訟は減少していることが報告されている。本委員会においても、複数の委員より、米国においてパテント・トロールに関係する事件数が、2016年には前年に比べて大幅に減少したとの指摘があった。

<その他の国>

欧州では、NPEによる訴訟件数が増加しており、特に、ドイツではNPEによる訴訟の割合が高いと言われている。また、中国やインドにおいても、NPEによる訴訟が確認されているが、活発な活動は見られていない。

(2) パテント・トロールの今後の活動の予測

<日本>

現時点において、日本ではパテント・トロールの活動が活発化しているような具体的な脅威は確認されていない。一方で、これまで通信業界との関わりが浅かった業界を中心に、将来的なパテント・トロールのリスクへの懸念が示されている。ただし、米国、ドイツ、中国に比べてパテント・トロールの活動が今後活発になる兆候は今のところ見られない。

<米国>

近年の制度改正や裁判所の判例の影響により、米国におけるパテント・トロールによる訴訟は減少傾向にある。しかし、米国における特許の価値が低下しすぎたとも指摘されており、揺り戻しが起こる可能性もあることから、米国におけるパテント・トロールを取り巻く情勢を今後も注視する必要がある。

<その他の国>

欧州の中では、特にドイツにおいてパテント・トロールによる紛争が増加する可能性が

ある。また、中国では、パテント・トロールの活動は現時点で明示的に確認できていないものの、市場規模が大きく、パテント・トロールにとって魅力的と考えられるため、今後活動が活発化する可能性がある。

(3) 日本におけるパテント・トロールへの制度上の対応

現行制度では、特許法に基づく差止行為に対して独占禁止法による制限や民法上の権利濫用法理が適用される可能性がある。一方で、日本においては、実際にこれらがパテント・トロールに適用された例は確認できていない。

本委員会の結論としては、特許制度がバランスよく機能している日本では、今後もパテント・トロールは問題になりにくく、現行制度においてパテント・トロールに十分対応できているのではないかと、との意見が多数を占めた。

2. 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインについての検討

(1) ガイドライン案作成に向けた意見

第2回委員会と第3回委員会では、「標準必須特許の適切なライセンス交渉及び合理的なロイヤルティの考え方についての論点確認と議論」を行ったことから、これを「ガイドライン案作成に向けた意見」として検討結果を整理した（図表1参照）。

図表 1 ガイドライン案作成に向けた意見の検討結果（項目のみ表示）

- | |
|-----------------------|
| (1) 『ガイドラインの目的』について |
| (2) 『ライセンス交渉の進め方』について |
| (i) 『誠実性』について |
| (ii) 『効率性』について |
| (3) 『ロイヤルティの算定方法』について |
| (i) 『合理的なロイヤルティ』について |
| (4) 欧州コミュニケーションについて |

(2) ガイドライン案に対する意見

第4回委員会では、特許庁より提案されたガイドライン案を配布した上で「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン案についての意見」と題して検討を行ったことから、「ガイドライン案に対する意見」として検討結果を整理した（図表2参照）。

図表 2 ガイドライン案に対する意見の検討結果（項目のみ表示）

- (1) 『本ガイドラインの目的』について
 - (i) 『標準必須特許を巡る課題と背景』について
 - (ii) 『本ガイドラインの位置づけ』について
- (2) 『ライセンス交渉の進め方』について
 - (i) 『誠実性』について
 - (ii) 『効率性』について
- (3) 『ロイヤルティの算定方法』について
 - (i) 『合理的なロイヤルティ』について
 - (ii) 『非差別的なロイヤルティ』について
 - (iii) 『その他』について
- (4) ガイドライン全般について
 - (i) ガイドラインの全体の印象について
 - (ii) ガイドラインの名称について
 - (iii) 目次・インデックスについて